

## 海上交通安全法等の一部を改正する法律案要綱

### 第一 海上交通安全法の一部改正

#### 一 指定海域の定義

この法律において「指定海域」とは、地形及び船舶交通の状況からみて、非常災害が発生した場合に船舶交通が著しくふくそうすることが予想される海域のうち、二以上の港則法に基づく港に隣接するものであって、レーダーその他の設備により当該海域における船舶交通を一体的に把握することができる状況にあるものとして政令で定めるものをいうものとする。

(第二条第四項関係)

#### 二 指定海域における措置

1 第四条本文に規定する船舶が指定海域に入域しようとするときは、船長は、当該船舶の名称その他の国土交通省令で定める事項を海上保安庁長官に通報しなければならないものとする。

(第三十二条関係)

2 海上保安庁長官は、非常災害が発生し、これにより指定海域において船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該危険を防止する必要があると認めるときは、直ちに、非常災害が発生し

た旨等を当該指定海域及びその周辺海域にある船舶に対し周知させる措置をとらなければならないものとする。

（第三十三条第一項関係）

3 海上保安庁長官は、2の措置をとった後、指定海域において、非常災害の発生により船舶交通の危険が生ずるおそれなくなったと認めるとき等は、速やかに、その旨を当該指定海域及びその周辺海域にある船舶に対し周知させる措置をとらなければならないものとする。

（第三十三条第二項関係）

4 海上保安庁長官は、2の措置をとったときは、3の措置をとるまでの間、指定海域にある第四条本文に規定する船舶に対し、非常災害の発生の状況に関する情報その他の船舶が航行の安全を確保するために聴取することが必要と認められる情報を提供するものとともに、当該船舶は、当該情報を聴取しなければならないものとする。

（第三十四条関係）

5 海上保安庁長官は、2の措置をとったときは、3の措置をとるまでの間、船舶交通の危険を防止するため必要な限度において、次に掲げる措置をとることができるものとする。

(1) 指定海域に進行してくる船舶の航行を制限し、又は禁止すること。

(2) 指定海域の境界付近にある船舶に対し、停泊する場所若しくは方法を指定し、移動を制限し、又は当該境界付近から退去することを命ずること。

(3) 指定海域にある船舶に対し、停泊する場所若しくは方法を指定し、移動を制限し、当該指定海域内における移動を命じ、又は当該指定海域から退去することを命ずること。 (第三十五条関係)

三 その他所要の改正を行うものとする。

## 第二 港則法の一部改正

### 一 指定港の定義等

1 「雑種船」を「汽艇等」とし、総トン数二十トン未満の汽船を汽艇というものとする。

(第三条第一項関係)

2 この法律において「指定港」とは、指定海域に隣接する港のうち、レーダーその他の設備により当該港内における船舶交通を一体的に把握することができる状況にあるものであって、非常災害が発生した場合に当該指定海域と一体的に船舶交通の危険を防止する必要があるものとして政令で定めるものをいうものとする。

(第三条第三項関係)

二 効率的な港内の交通整理の手法の導入

1 次の船舶が、海上交通安全法第二十二条の規定による通報をする際に、あわせて、水路に係る係留施設を通報したときは、第三十八条第二項の規定による通報をすることを要しないものとする。

(1) 指定港内における水路を航行しようとする船舶であつて、当該水路を航行した後、途中において寄港等することなく、当該指定港に隣接する指定海域における水路を航行しようとするもの

(2) 指定海域における航路を航行しようとする船舶であつて、当該航路を航行した後、途中において寄港等することなく、当該指定海域に隣接する指定港内における水路を航行しようとするもの

(第三十八条第三項関係)

2 港長は、船舶交通が著しく混雑する水路において、船舶の当該水路における航行に伴い船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合であつて、当該危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶の船長に対し、当該水路を航行する予定時刻の変更等を指示することができるものとする。

(第三十八条第四項関係)

三 非常災害時における海上保安庁長官の措置等

1 海上保安庁長官は、第一の二の二の措置をとるときは、あわせて、非常災害が発生した旨等を指定港内にある船舶に対し周知させる措置をとらなければならないものとする。

(第四十四条第一項関係)

2 海上保安庁長官は、第一の二の三の措置をとるときは、あわせて、指定港内において、当該非常災害の発生により船舶交通の危険が生ずるおそれなくなった旨等を当該指定港内にある船舶に対し周知させる措置をとらなければならないものとする。

(第四十四条第二項関係)

3 海上保安庁長官は、1の措置をとったときは、2の措置をとるまでの間、指定港内にある海上交通安全法第四条本文に規定する船舶に対し、第一の二の4と同様の情報を提供するものとするとともに、当該船舶は、当該情報を聴取しなければならないものとする。

(第四十五条関係)

4 海上保安庁長官は、1の措置をとったときは、2の措置をとるまでの間、特定港の港長等に代わつてその職権を行うものとする。

(第四十六条関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。

### 第三 航路標識法の一部改正

一 航路標識の設置に関する許可基準の明確化等

航路標識の設置の許可について、申請書の記載事項、許可の基準、許可の取消し及び許可を受けた者の地位の承継等に関する規定の整備を行うものとする。 (第三条から第十二条まで関係)

二 航路標識の設置に関する届出制度の創設

海上保安庁以外の者が灯光、音響又は電波以外の手段により船舶の指標とするための航路標識を設置しようとするときは、海上保安庁長官の許可を受けることを要せず、届出で足りるものとする。 (第十三条関係)

三 非常災害時における緊急措置

1 海上保安庁長官は、第一の二の二の措置をとったときは、第一の二の三の措置をとるまでの間、指定海域又は指定港内における船舶交通の危険を防止するため航路標識を設置する緊急の必要があると認める場合に限り、当該航路標識を設置する現場付近にある船舶に対し当該航路標識の設置に関する業務に従事すべきことを命じ、又はその現場において、船舶、船舶用品その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができるものとする。 (第二十二条関係)

2 海上保安庁長官は、1の規定による行為により損失を受けた者についての損失額に相当する金額を補償するものとする。

(第二十三条関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。

#### 第四 附則

一 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第二の一の1の改正は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第三の一及び二の改正は平成二十九年四月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二条から第四条まで関係)

三 この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとする。

(附則第五条関係)

四 関係法律について所要の改正を行うものとする。

(附則第六条関係)